

令和8年6月 総務省行政管理局

## 独立行政法人の調達方針の改訂（PFI事業の活用）

- 独立行政法人は、毎年度、**調達等合理化計画**を策定し公表（原則6月末迄）
- 各法人の令和8年度の**調達等合理化計画**に新たに以下の事項を追加

調達等合理化計画策定要領（令和8年5月29日 総務省行政管理局長通知を改正）

調達等合理化計画に下記の点を踏まえた取組内容を記載すること。

- ・ 各法人が行う公共施設等の整備・管理・運営のうち、「PPP／PFI推進アクションプラン」に定められた重点分野に該当するものその他事業の実施を民間事業者に行わせることが有効なものについては、**コストの削減、良質な公共サービスの提供、長期の契約期間の確保、管理・運營業務の担い手の確保等に資するPFI事業の活用**について優先的に検討する。

（参考）独立行政法人におけるPFI事業の活用状況（9法人13事業、契約期間）

- ・ 法人の本部事務棟 （14年4か月）
- ・ 公共施設、宿泊施設、職員宿舍 （9年9か月～30年）
- ・ 研究施設 （6年～7年10か月）
- ・ 競技場 （30年4か月～35年1か月）
- ・ 劇場 （契約期間未定）